

2006年6月4日

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-28-8  
新宿地方合同庁舎  
電話 03-5331-1752  
0570-090110  
FAX 03-5331-1761  
総務省 東京行政評価事務所  
行政相談課 柳田様

〒 東京都足立区  
自宅電話 - -  
(家庭の事情によりつながりにくい、伝言不可)  
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)  
半沢一宣(はんざわ・かずのり)

2006年5月19日の足立区役所での行政相談に関する事務連絡

冠省 5月30日付けのお問い合わせの手紙に記されていた申出内容に、誤りはございません。関係機関への御照会方よろしくお願い申し上げます。

このうち、東京地方検察庁の件に係る事実経過の詳細を別紙にまとめましたので、取り急ぎお送りいたします。

また、検察審査会の件について舌足らずな部分がありましたので、補足いたします。検察審査会法第32条(一事不再理)の規定については、同一人物が同一事案について2回以上申立てできないという意味であればまだ理解できるのですが、「遺族と告発人など立場が異なる別々の者からの申立てを『早い者勝ち』とし、申立てが遅かったほうを自動的に『門前払い』とする東京検察審査会の見解は、審査申立てに係る国民の権利を合理的理由なしに制限するものはないのか? このような場合は両方とも審査を行うべきではないのか?」というのが、私の申出の主旨です。こちらについては、足立区役所での行政相談の際、相談担当者様に関係文書(東京検察審査会への問い合わせ状と回答書)のコピーをお渡ししておりますが、これが柳田様のお手元に届いていないようでしたら速やかにお送りいたしますので、お申し付けください。

(以下略)

草々

(別紙)

東武伊勢崎線竹ノ塚駅踏切死傷惨事に係る、  
東京地方検察庁担当検察官とのトラブルの事実経過

2006年6月4日作成 半沢一宣

2005年3月15日	踏切惨事発生
6月24日	警視庁が、事件発生当時の竹ノ塚駅長と東武鉄道本社運輸部運転課課長補佐の2名を、業務上過失致死傷容疑で書類送検
6月26日	半沢が、上記2名を(業務上過失致死傷罪ではなく)殺人、傷害並びに鉄道営業法違反の罪で起訴することなどを求めた告発状を、東京地方検察庁に郵送(第13-1184-55453号普通小包郵便、6月27日配達完了)
11月10日	半沢が、同社の電気部信号通信課長と運輸部運転課長の2名を、殺人、傷害並びに鉄道営業法違反の容疑で追加告発する書面を、証拠資料(コンパクトディスクほか)と共に、東京地方検察庁の星野検察官(事故当事者の踏切保安係の公判担当者)あてに郵送(第13-1184-55501号普通小包郵便、11月11日配達完了。星野検察官が担当していた踏切保安係の刑事裁判の事件番号は「平成17年刑(わ)第1481号」)
2006年3月27日	東京地方検察庁が、竹ノ塚駅長と運転課課長補佐の2名を不起訴とする処分を決定し、半沢にその旨の処分通知書を郵送してくる(処分通知書番号・東地刑第1552・1553号、発信検察官・佐久間進。第621-50-35863-1号配達記録郵便)
4月11日	半沢が、3月27日付け不起訴処分に係る疑問・不明点をまとめた文書を佐久間検察官あてに郵送。この中で、前年11月10日付け告発の取扱いがその後どうなっているのかについても言及(第693-61-62112-5号配達記録郵便、4月12日配達完了)
4月14日	半沢が、佐久間検察官と面会し、不起訴処分理由の説明を受ける。(13時30分～15時40分、東京地方検察庁634号室。立会事務官・中村様)その席上、佐久間検察官が、前年11月10日付け告発について「内容に6月26日付けのものの一部重複があったため、預かりとしていましたが、申出があったのでお返しします」と告発状本体のみを返戻する。半沢は「捜査を全く行わないで告発状を返すのは失礼ではないか?」と抗議したが、佐久間検察官からの謝罪は無し
4月16日	半沢が、前年11月10日付け告発状に添付しておいた証拠資料一式の返戻を請求する文書を、佐久間検察官に郵送
5月2日	佐久間検察官が、当該資料一式を郵送にて返戻してくる。このとき、コンパクトディスクの梱包(エアークッション材)が未開封だったことから、半沢は佐久間検察官が本件の捜査を行っていなかった事実を確認。このときの送り状にも、佐久間検察官自らの職務怠慢に係る謝罪の文言は無し(第622-46-17866-5号配達記録郵便。送達封筒の表面に「東地刑第2246号」の記載あり)
5月19日	半沢が、足立区主催の行政相談で、佐久間検察官の職務怠慢に対する処罰を求める申出を行う

以上